

令和 8 年

第 1 回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 8 年 3 月 5 日

閉会 令和 8 年 3 月 日

八 雲 町

アスタリスク

個人情報の保護により議案の一部を「*」で表示しています。

令和8年第1回八雲町議会定例会議件一覧

区 分	番 号	件 名	備 考
議 案	1	令和8年度八雲町一般会計予算	
議 案	2	令和8年度八雲町国民健康保険事業特別会計予算	
議 案	3	令和8年度八雲町後期高齢者医療特別会計予算	
議 案	4	令和8年度八雲町介護保険事業特別会計予算	
議 案	5	令和8年度八雲町水道事業会計予算	
議 案	6	令和8年度八雲町熊石地域簡易水道事業会計予算	
議 案	7	令和8年度八雲町下水道事業会計予算	
議 案	8	令和8年度八雲町農業集落排水事業会計予算	
議 案	9	令和8年度八雲町病院事業会計予算	
議 案	10	八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例	
議 案	11	八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	12	八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	
議 案	13	八雲町火災予防条例の一部を改正する条例	
議 案	14	指定管理者の指定について	
議 案	15	指定管理者の指定について	
議 案	16	指定管理者の指定について	
議 案	17	指定管理者の指定について	
議 案	18	指定管理者の指定について	

議案第 10 号

八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町長及び副町長の給料の特例について必要な事項を定めるものとする。

(町長の給料の減額)

第2条 町長の給料は、令和8年4月分から令和8年6月分に限り、八雲町長等の給与及び旅費に関する条例第2条第2項に定める額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(副町長の給料の減額)

第3条 副町長の給料は、令和8年4月分から令和8年6月分に限り、八雲町長等の給与及び旅費に関する条例第2条第2項に定める額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年3月5日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

議案第 11 号

八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年八雲町条例第36号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(医療従事者等処遇改善手当) 第17条 略 2 前項の手当は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前号以外の職員（事務局に所属する職員のうち行政職給料表を適用する職員（社会福祉士、精神保健福祉士及び介護支援員を除く。）及び医師を除く。） 月額3,000円	(医療従事者等処遇改善手当) 第17条 略 2 前項の手当は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前号以外の職員（事務局に所属する職員のうち行政職給料表を適用する職員（社会福祉士、精神保健福祉士、 <u>介護支援員及び公認心理師</u> を除く。）及び医師を除く。） 月額3,000円
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月5日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

議案第 12 号

八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例（平成17年八雲町条例第129号）の一部を次のように改正する。

現行				改正後			
別表第 2（第 2 条関係） 手数料				別表第 2（第 2 条関係） 手数料			
区分	基準	金額	摘要	区分	基準	金額	摘要
略	略	略	略	略	略	略	略
4 診断 書料	死亡診断書、死体検案書、所定の診断書等輕易と認められるもの 1 枚	<u>2,000円</u>	略	4 診断 書料	死亡診断書、死体検案書、所定の診断書等輕易と認められるもの 1 枚	<u>3,000円</u>	略
	各種保険、年金等の請求に係る診断書等複雑と認められるもの 1 枚	<u>4,000円</u>			各種保険、年金等の請求に係る診断書等複雑と認められるもの 1 枚	<u>6,000円</u>	
略	略	略	略	略	略	略	略
7 診療 内容等 回答書	<u>1 件</u>	8,000円	略	7 診療 内容等 回答書	<u>1 枚（A4判）</u>	8,000円	回答書様式1枚あたりの規格が、 <u>A4判を超える場合は、A4判2枚として、算定する。</u>
	略				略		
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。							

附 則
この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

八雲町火災予防条例の一部を改正する条例

八雲町火災予防条例(平成17年八雲町条例第156号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(乾燥設備) 第7条 略</p>	<p>(乾燥設備) 第7条 略</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u> <u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。) 又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。) に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p>

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 八雲町は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
- (2) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（位置又は構造を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

- (1) ～ (6) 略

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 八雲町は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
- (2) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（位置又は構造を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

- (1) ～ (6) 略

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

<p>(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7) の 2 ～ (15) 略</p>	<p>(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7) の 2 ～ (15) 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則
この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

議案第 14 号

指定管理者の指定について

別紙のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

別 紙

公の施設の名称	指定する期間	指定管理者として指定する者	
元町会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	元町52番地1	元町町内会連合会
東部児童会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	東雲町9番地28	東部合同町内会
豊河町会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	豊河町4番地2	豊河町親睦会
内浦町1区会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	内浦町86番地	内浦1区町内会
内浦生活館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	東雲町116番地6	内浦2区町内会
出雲町会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	出雲町60番地87	南出雲町連合町内会
三杉町会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	三杉町25番地109	三杉町会館運営委員会
黒岩会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	黒岩140番地	黒岩町内会
山崎1区会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	山崎616番地10	山崎第1区自治会
山崎2区会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	山崎433番地2	山崎2区町内会
花浦1区会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	花浦87番地35	花浦1区町内会
花浦山会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	花浦178番地	花浦農業組合
立岩会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	立岩40番地	立岩1区町内会
立岩2区会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	立岩65番地6	立岩2区町内会
上八雲会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	上八雲27番地2	上八雲町内会
鉛川会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	上八雲448番地6	鉛川町内会
春日地区生活改善センター	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	春日164番地8	春日1区農事組合
春日2区会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	春日89番地4	春日2区町内会
春日会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	春日447番地8	春日農事組合
大新会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	大新181番地	大新農事組合
熱田会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	熱田174番地	熱田農事組合
浜松地区生活改善センター	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	浜松495番地2	浜松農事組合
山越中央会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	山越115番地4	山越地域町内会
山越由追会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	山越115番地4	山越由追会館運営委員会

公の施設の名称	指定する期間	指定管理者として指定する者	
山越農業会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	山越438番地	山越3区親睦会
柏沼会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	野田生578番地	柏木農業組合
野田生会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	野田生177番地	野田生中央町内会
大木平会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	野田生888番地	野田生5区町内会
赤笹会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	桜野8番地	桜野1区町内会
東野1区会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	東野52番地3	東野1区町内会
東野ふれあいプラザ	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	東野463番地2	東野中央会館運営委員会
わらび野会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	わらび野277番地	わらび野町内会
川向会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	落部627番地1	落部10区町内会
落部レクリエーションセンター	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	落部190番地	落部連合町内会
落部7区会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	落部727番地2	落部7区町内会
入沢会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	入沢209番地	入沢町内会
下の湯会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	下の湯36番地2	下の湯町内会
上の湯会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	上の湯173番地	上の湯町内会
栄浜会館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	栄浜38番地	栄浜町内会
熊石泊川児童館	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	熊石館平町121番地	相沼泊川防犯街路灯ほか 管理組合
熊石相沼和みの家			
熊石見日生活改善センター	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	熊石関内町358番地1	熊石防犯街路灯ほか管 理組合
熊石鮎川生活館			
熊石平生活改善センター			
熊石壘岩振興会館			
熊石鳴神生活改善センター			
熊石西浜振興会館			
熊石関内交流センターまなびあん			

議案第 15 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

八雲デイサービスセンター

2 指定管理者として指定する者

札幌市中央区北 3 条西 28 丁目 2 番 1 号

社会福祉法人 溪仁会

理事長 谷 内 好

3 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

議案第 16 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
八雲町熊石デイサービスセンター
- 2 指定管理者として指定する者
二海郡八雲町熊石平町 324 番地 269
社会福祉法人 熊石敬愛会
理事長 宮 田 千 秋
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

議案第 17 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
八雲町勤労者センター

- 2 指定管理者として指定する者
二海郡八雲町東雲町 88 番地
連合北海道八雲地区連合会
会長 作 田 知 宣

- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

議案第 18 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
八雲町育成牧場

- 2 指定管理者として指定する者
二海郡八雲町上八雲 390 番地 1
株式会社 青年舎
代表取締役 吉 田 邦 夫

- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

議案第 19 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

八雲町熊石農産物等直売所

2 指定管理者として指定する者

二海郡八雲町熊石西浜町 716 番地

熊石果菜栽培振興会

会長 加藤 俊幸

3 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬谷 俊美

議案第 20 号

町道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道路線を次のとおり変更する。

路線番号 路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地	延長 (m)	備考
34189 鉛川原野線	旧	起 八雲町鉛川87番地先 終 八雲町鉛川290番地先	道道八雲今金線	2,513.80	
	新	起 八雲町鉛川92番11地先 終 八雲町鉛川290番地先	道道八雲今金線	2,764.80	

令和8年3月5日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

議案第 21 号

八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

議案第 22 号

令和 7 年度八雲町一般会計補正予算（第 11 号）

令和 7 年度八雲町の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 471,214 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,779,024 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		5,304,997	501,435	5,806,432
	1 地方交付税	5,304,997	501,435	5,806,432
13 分担金及び負担金		43,317	21,450	64,767
	1 分担金	30,932	21,450	52,382
15 国庫支出金		1,508,925	△18,569	1,490,356
	2 国庫補助金	679,346	△18,569	660,777
16 道支出金		804,678	900	805,578
	2 道補助金	271,342	900	272,242
17 財産収入		112,907	14,998	127,905
	1 財産運用収入	60,046	2,352	62,398
	2 財産売払収入	52,861	12,646	65,507
19 繰入金		3,179,360	△2,600	3,176,760
	1 基金繰入金	3,179,360	△2,600	3,176,760
22 町債		407,800	△46,400	361,400
	1 町債	407,800	△46,400	361,400
歳 入	合 計	16,307,810	471,214	16,779,024

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 965,472	千円 313,484	千円 1,278,956
	1 総務管理費	829,184	313,484	1,142,668
3 民生費		3,103,550	264	3,103,814
	1 社会福祉費	2,037,178	264	2,037,442
4 衛生費		2,729,753	229,341	2,959,094
	1 保健衛生費	2,126,880	229,341	2,356,221
6 農林水産業費		848,250	23,250	871,500
	1 農業費	164,668	23,250	187,918
	3 水産業費	422,084	0	422,084
7 商工費		2,580,011	△95,125	2,484,886
	1 商工費	2,580,011	△95,125	2,484,886
8 土木費		981,181	0	981,181
	2 道路橋りょう費	477,327	0	477,327
10 教育費		631,110	0	631,110
	5 保健体育費	215,056	0	215,056
歳 出	合 計	16,307,810	471,214	16,779,024

第2表

繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	災害時備蓄品整備事業	12,984
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	4,171
6 農林水産業費	1 農業費	草地畜産基盤整備事業	27,275
	3 水産業費	サーモン種苗生産施設整備事業	33,439

第3表

債務負担行為補正

(廃止)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
役場庁舎等整備事業	自 令和7年度 至 令和9年度	5,050,213

第4表

地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熊石地域水産試験研究推進事業	2,600	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借りる政府資金、日本政策金融公庫資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の条件による。 ただし、財政等の都合により据置期間又は償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(廃止)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
役場庁舎等整備事業	58,600	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借りる政府資金、日本政策金融公庫資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の条件による。 ただし、財政等の都合により据置期間又は償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋長寿命化事業	34,500	—	—	—	36,000	—	—	—
学校給食無償化事業	39,500	—	—	—	47,600	—	—	—
合計	407,800				361,400			

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,304,997	501,435	5,806,432
13 分担金及び負担金	43,317	21,450	64,767
15 国庫支出金	1,508,925	△18,569	1,490,356
16 道支出金	804,678	900	805,578
17 財産収入	112,907	14,998	127,905
19 繰入金	3,179,360	△2,600	3,176,760
22 町債	407,800	△46,400	361,400
歳入合計	16,307,810	471,214	16,779,024

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	965,472	313,484	1,278,956
3 民生費	3,103,550	264	3,103,814
4 衛生費	2,729,753	229,341	2,959,094
6 農林水産業費	848,250	23,250	871,500
7 商工費	2,580,011	△95,125	2,484,886
8 土木費	981,181	0	981,181
10 教育費	631,110	0	631,110
歳出合計	16,307,810	471,214	16,779,024

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
△18,569	△58,600	14,999	375,654
0	0	0	264
0	0	0	229,341
900	2,600	18,850	900
0	0	0	△95,125
0	1,500	0	△1,500
0	8,100	0	△8,100
△17,669	△46,400	33,849	501,434

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	千円 5,304,997	千円 501,435	千円 5,806,432
計	5,304,997	501,435	5,806,432

1 3 款 分担金及び負担金

1 項 分担金

	千円	千円	千円
1 農林水産業費分担金	30,932	21,450	52,382
計	30,932	21,450	52,382

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	48,801	△18,569	30,232
計	679,346	△18,569	660,777

1 6 款 道支出金

2 項 道補助金

	千円	千円	千円
4 農林水産業費道補助金	102,675	900	103,575
計	271,342	900	272,242

1 7 款 財産収入

1 項 財産運用収入

	千円	千円	千円
1 財産貸付収入	36,423	2,352	38,775
計	60,046	2,352	62,398

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	千円 501,435	普通交付税 特別交付税	千円 485,963 15,472

1 農業費分担金	千円 21,450	草地畜産基盤整備事業分担金	千円 21,450

1 総務管理費補助金	千円 △18,569	役場庁舎等整備事業ZEB化対応補助金 地域未来交付金	千円 △25,061 6,492

1 農業費補助金	千円 900	草地畜産基盤整備事業補助金	千円 900

1 土地建物貸付収入	千円 2,352	土地貸付料 建物貸付料	千円 183 2,169

17 款 財産収入

2 項 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1 不動産売払収入	千円 9,278	千円 4,434	千円 13,712
2 物品売払収入	53	8,212	8,265
計	52,861	12,646	65,507

19 款 繰入金

1 項 基金繰入金

2 ふるさと応援基金繰入金	千円 2,861,917	千円 △2,600	千円 2,859,317
計	3,179,360	△2,600	3,176,760

22 款 町債

1 項 町債

1 総務債	千円 183,200	千円 △58,600	千円 124,600
4 農林水産業債	66,200	2,600	68,800
5 土木債	38,300	1,500	39,800
7 教育債	39,500	8,100	47,600
計	407,800	△46,400	361,400

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 土地売払収入	1,429	土地売払収入	1,429
2 建物売払収入	3,005	建物売払収入	3,005
2 立木売払収入	5,993	立木売払収入	5,993
3 車輛売払収入	2,219	車輛売払収入	2,219

	千円		千円
1 ふるさと応援基金 繰入金	△2,600	ふるさと応援基金繰入金	△2,600

	千円		千円
1 総務施設整備事業 債	△58,600	役場庁舎等整備事業債	△58,600
3 水産業事業債	2,600	熊石地域水産試験研究推進事業債	2,600
1 道路橋りょう整備 事業債	1,500	道路橋長寿命化事業債	1,500
1 保健体育事業債	8,100	学校給食無償化事業債	8,100

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 203,948	千円 △85,795	千円 118,153	千円 △25,061	千円 △58,600	千円	千円 △2,134
5 財産管理費	41,305	386,295	427,600			14,999	371,296
12 災害対策費	34,878	12,984	47,862	6,492			6,492
計	829,184	313,484	1,142,668	△18,569	△58,600	14,999	375,654

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

3 高齢者福祉費	千円 433,012	千円 264	千円 433,276	千円	千円	千円	千円 264
計	2,037,178	264	2,037,442	0	0	0	264

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

10 病院事業費	千円 1,644,799	千円 229,341	千円 1,874,140	千円	千円	千円	千円 229,341
計	2,126,880	229,341	2,356,221	0	0	0	229,341

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

4 畜産業費	千円 28,601	千円 23,250	千円 51,851	千円 900	千円	千円 21,450	千円 900
計	164,668	23,250	187,918	900	0	21,450	900

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 △1,002	役場庁舎等新築工事監理業務委託料	千円 △1,002
14 工事請負費	△84,793	役場庁舎等新築工事請負費	△84,793
24 積立金	386,295	財政調整基金積立金 公共施設整備基金積立金 減債基金積立金	250,000 14,999 121,296
17 備品購入費	12,984	災害時備蓄品購入費	12,984

27 繰出金	千円 264	介護保険事業特別会計繰出金	千円 264

18 負担金補助及び交付金	千円 229,341	病院事業会計負担金	千円 229,341

18 負担金補助及び交付金	千円 23,250	草地畜産基盤整備事業負担金	千円 23,250

6 款 農林水産業費
3 項 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
4 漁業構造改善事業費	千円 148,405	千円 0	千円 148,405	千円	千円 2,600	千円 △2,600	千円
計	422,084	0	422,084	0	2,600	△2,600	0

7 款 商工費
1 項 商工費

2 商工振興費	千円 2,435,983	千円 △95,125	千円 2,340,858	千円	千円	千円	千円 △95,125
計	2,580,011	△95,125	2,484,886	0	0	0	△95,125

8 款 土木費
2 項 道路橋りょう費

5 橋りょう維持費	千円 138,241	千円 0	千円 138,241	千円	千円 1,500	千円	千円 △1,500
計	477,327	0	477,327	0	1,500	0	△1,500

10 款 教育費
5 項 保健体育費

6 学校給食センター費	千円 123,836	千円 0	千円 123,836	千円	千円 8,100	千円	千円 △8,100
計	215,056	0	215,056	0	8,100	0	△8,100

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円 財源内訳の変更 熊石地域水産試験研究推進事業 (その他特定財源から地方債へ2,600千円変更)

12 委託料	千円 △4,125	地下水調査業務委託料	千円 △4,125
18 負担金補助及び交付金	△91,000	ウイスキー蒸留所建設工事等補助金	△91,000

	千円	千円 財源内訳の変更 道路橋長寿命化事業 (一般財源から地方債へ1,500千円変更)

	千円	千円 財源内訳の変更 学校給食無償化事業 (一般財源から地方債へ8,100千円変更)

債務負担行為補正に関する調書

2 その他の債務負担行為
(廃止)

(単位：千円)

事項	期間	限度額	6年度末までの支出 (見込)額	7年度 支出額	7年度以降の支出予定額					
					金額	国 支出 金	道 金	財源 内 訳	一般財源	
役場庁舎等整備事業	自：令和7年度 至：令和9年度	5,050,213								
現況	自：令和7年度 至：令和9年度	5,050,213			5,050,213	324,939	4,383,500	188,000	153,774	

地方債補正に関する調書

区 分	7 年 度 中 増 減 見 込 額			7 年度末 現在高見込額
	7 年 度 中 起 債 見 込 額			
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1 普 通 債	133,800	△ 38,900	94,900	2,693,800
(1) 総 務	133,800	△ 38,900	94,900	522,456
2 災 害 復 旧 債	0	0	0	38,775
3 そ の 他	274,000	△ 7,500	266,500	8,693,768
(1) 辺 地 対 策	47,700	1,500	49,200	988,454
(2) 過 疎 対 策	217,400	△ 6,500	210,900	4,500,183
(5) 緊 急 防 災 ・ 減 災	8,900	△ 2,500	6,400	105,903
合 計	407,800	△ 46,400	361,400	11,426,343

議案第 23 号

令和 7 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 71,540 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,329,766 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		千円 319	千円 71,540	千円 71,859
	1 繰越金	319	71,540	71,859
歳 入 合 計		2,258,226	71,540	2,329,766

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		千円 2,782	千円 71,540	千円 74,322
	1 基金積立金	2,782	71,540	74,322
歳 出 合 計		2,258,226	71,540	2,329,766

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 繰越金	319	71,540	71,859
歳入合計	2,258,226	71,540	2,329,766

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 基金積立金	2,782	71,540	74,322
歳出合計	2,258,226	71,540	2,329,766

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	71,540
0	0	0	71,540

2 歳 入

7 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 319	千円 71,540	千円 71,859
計	319	71,540	71,859

3 歳 出

6 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 国民健康保 険事業基金 積立金	千円 2,782	千円 71,540	千円 74,322	千円	千円	千円	千円 71,540
計	2,782	71,540	74,322	0	0	0	71,540

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	千円 71,540	前年度繰越金	千円 71,540

節		説	明
区 分	金 額		
24 積立金	千円 71,540	国民健康保険事業基金積立金	千円 71,540

議案第 24 号

令和 7 年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度八雲町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,027 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 309,877 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 201,927	千円 12,027	千円 213,954
	1 後期高齢者医療保険料	201,927	12,027	213,954
歳 入 合 計		297,850	12,027	309,877

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 289,711	千円 12,027	千円 301,738
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	289,711	12,027	301,738
歳 出 合 計		297,850	12,027	309,877

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	201,927	12,027	213,954
歳入合計	297,850	12,027	309,877

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金	289,711	12,027	301,738
歳出合計	297,850	12,027	309,877

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	12,027
0	0	0	12,027

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
2 普通徴収保険料	千円 83,077	千円 12,027	千円 95,104
計	201,927	12,027	213,954

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 289,711	千円 12,027	千円 301,738	千円	千円	千円	千円 12,027
計	289,711	12,027	301,738	0	0	0	12,027

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分普通徴収 保険料	千円 12,027	普通徴収保険料	千円 12,027

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	千円 12,027	後期高齢者医療広域連合納付金	千円 12,027

議案第 25 号

令和 7 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 2,000 千円を追加し、サービス事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 14 千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,066,241 千円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 93,984 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 475,292	千円 498	千円 475,790
	1 国庫負担金	322,286	370	322,656
	2 国庫補助金	153,006	128	153,134
5 支払基金交付金		519,551	540	520,091
	1 支払基金交付金	519,551	540	520,091
6 道支出金		307,416	280	307,696
	1 道負担金	293,415	280	293,695
8 繰入金		408,557	682	409,239
	1 一般会計繰入金	337,376	250	337,626
	2 基金繰入金	71,181	432	71,613
歳 入 合 計		2,064,241	2,000	2,066,241

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 1,894,464	千円 2,000	千円 1,896,464
	1 介護サービス等諸費	1,632,123	2,000	1,634,123
歳 出 合 計		2,064,241	2,000	2,066,241

第1表 歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 61,080	千円 14	千円 61,094
	2 他会計繰入金	52,212	14	52,226
歳 入 合 計		93,970	14	93,984

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 公債費		千円 2,528	千円 14	千円 2,542
	1 公債費	2,528	14	2,542
歳 出 合 計		93,970	14	93,984

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（保険事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 国庫支出金	475,292	498	475,790
5 支払基金交付金	519,551	540	520,091
6 道支出金	307,416	280	307,696
8 繰入金	408,557	682	409,239
歳入合計	2,064,241	2,000	2,066,241

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 保険給付費	1,894,464	2,000	1,896,464
歳出合計	2,064,241	2,000	2,066,241

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
778	0	540	682
778	0	540	682

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（サービス事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	61,080	14	61,094
歳入合計	93,970	14	93,984

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 公債費	2,528	14	2,542
歳出合計	93,970	14	93,984

補正額の財源内訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	14
0	0	0	14

2 歳 入 (保険事業勘定)

4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 介護給付費負担金	322,286	370	322,656
計	322,286	370	322,656

4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
1 調整交付金	121,245	128	121,373
計	153,006	128	153,134

5 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

	千円	千円	千円
1 介護給付費交付金	511,506	540	512,046
計	519,551	540	520,091

6 款 道支出金

1 項 道負担金

	千円	千円	千円
1 介護給付費負担金	293,415	280	293,695
計	293,415	280	293,695

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

	千円	千円	千円
1 介護給付費繰入金	236,808	250	237,058
計	337,376	250	337,626

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	71,181	432	71,613
計	71,181	432	71,613

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	千円 370	現年度分	千円 370

1 現年度分調整交付金	千円 128	現年度分	千円 128

1 現年度分	千円 540	現年度分	千円 540

1 現年度分	千円 280	現年度分	千円 280

1 現年度分	千円 250	現年度分	千円 250

1 介護給付費準備基金繰入金	千円 432	介護給付費準備基金繰入金	千円 432

3 歳 出 (保険事業勘定)

2 款 保険給付費

1 項 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 居宅介護 サービス給 付費	千円 380,380	千円 2,000	千円 382,380	千円 778	千円 0	千円 540	千円 682
計	1,632,123	2,000	1,634,123	778	0	540	682

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	千円 2,000	居宅介護サービス給付費 千円 2,000

2 歳 入 (サービス事業勘定)

2 款 繰入金

2 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	52,212	14	52,226
計	52,212	14	52,226

3 歳 出 (サービス事業勘定)

3 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 利子	254	14	268				14
計	2,528	14	2,542	0	0	0	14

節		金額	説明
区分	金額		
1 一般会計繰入金	千円 14	一般会計繰入金	千円 14

節		金額	説明
区分	金額		
22 償還金利子及び割引料	千円 14	公債利子償還金	千円 14

議案第 26 号

令和 7 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度八雲町の病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

2 年間患者数

		（既決予定人数）	（補正予定人数）	（計）
国保病院	入院	10,950 人	△ 2,200 人	8,750 人
	外来	19,360 人	△ 3,000 人	16,360 人

3 一日平均患者数

		（既決予定人数）	（補正予定人数）	（計）
国保病院	入院	30 人	△ 6 人	24 人
	外来	80 人	△ 12 人	68 人

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	6,297,840 千円	19,341 千円	6,317,181 千円
第 2 項 国保病院医業収益	729,886 千円	△ 210,000 千円	519,886 千円
第 3 項 総合病院医業外収益	952,132 千円	19,341 千円	971,473 千円
第 6 項 国保病院特別利益	0 千円	210,000 千円	210,000 千円

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

令和7年度 八雲町病院事業（総合病院）会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業収			5,281,594	19,341	5,300,935			
	3. 総合病院医業外収益		952,132	19,341	971,473			
		2. 他会計金負担金	491,076	19,341	510,417	一般会計金負担金	19,341	
収益合計			5,281,594	19,341	5,300,935			

令和7年度 八雲町病院事業（国保病院）会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業収			1,016,246	0	1,016,246			
	2. 国保病院医業収益		729,886	△ 210,000	519,886			
		1. 入院収益	328,147	△ 100,000	228,147	入院収益	△ 100,000	
		2. 外来収益	352,932	△ 110,000	242,932	外来収益	△ 110,000	
	6. 国保病院特別利益		0	210,000	210,000			
1. その他特別利益		0	210,000	210,000	一般会計繰入金	210,000		
収益合計			1,016,246	0	1,016,246			

令和7年度八雲町病院事業(総合病院)会計
 予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△ 652,660
減価償却費	391,494
固定資産除却額	845
長期前払消費税額償却	21,920
医療従事者奨学資金返還債務の免除	6,480
貸倒引当金の増減額	△ 2,000
賞与引当金の増減額	8,934
法定福利費引当金の増減額	2,096
退職給与引当金の増減額	33,970
長期前受金戻入額	△ 56,030
受取利息及び受取配当金	△ 42
支払利息	26,204
未収金の増減額(△は増加)	△ 94,535
たな卸資産の増減額(△は増加)	0
未払金の増減額(△は減少)	18,490
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
小 計	△ 294,834
利息及び配当金の受取額	42
利息の支払額	△ 26,204
消費税及び地方消費税資本的収支調整額	441
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 320,555
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 121,408
奨学資金等の貸付による支出	△ 34,380
奨学資金等の返還による収入	300
補助金等収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 155,488
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入れによる収入	106,600
長期借入金の返済による支出	△ 533,203
一般会計からの出資による収入	329,160
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 97,443
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 573,486
5 現金及び現金同等物の期首残高	1,958,469
6 現金及び現金同等物の期末残高	1,384,983

令和7年度 八雲町病院事業(総合病院)会計予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		105,372	
ロ 建 物	8,114,948		
同上減価償却累計額	<u>△3,307,093</u>	4,807,855	
ハ 構 築 物	212,178		
同上減価償却累計額	<u>△171,559</u>	40,619	
ニ 器 械 器 具 備 品	2,969,865		
同上減価償却累計額	<u>△2,228,365</u>	741,500	
ホ 車 両	22,880		
同上減価償却累計額	<u>△20,150</u>	2,730	
ヘ 建 設 仮 勘 定		0	
有形固定資産合計			<u>5,698,076</u>

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		1,552	
無形固定資産合計			<u>1,552</u>

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 長 期 貸 付 金		133,725	
ロ 長 期 貸 付 金 貸 倒 引 当 金			
ハ 長 期 前 払 消 費 税		29,562	
投資合計			<u>163,287</u>

固 定 資 産 合 計

5,862,915

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	1,384,983	
(2) 未 収 金	692,189	
(3) 未 収 金 貸 倒 引 当 金	△1,089	
(4) 貯 蔵 品	29,637	
(5) そ の 他 流 動 資 産		
流動資産合計		<u>2,105,720</u>
資 産 合 計		<u><u>7,968,635</u></u>

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,220,074		
ロ その他企業債	<u>516,134</u>		
企業債合計		4,736,208	
(2) 引当金			
イ 退職給与引当金	<u>346,473</u>		
引当金合計		346,473	
(3) その他固定負債		<u>3,000</u>	
固定負債合計			5,085,681
4 流動負債			
(1) 一時借入金			
(2) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	427,403		
ロ その他企業債	<u>120,485</u>		
企業債合計		547,888	
(3) 未払金		258,981	
(4) 引当金			
イ 退職給与引当金			
ロ 賞与引当金	161,656		
ハ 法定福利費引当金	<u>32,749</u>		
引当金合計		194,405	
(5) その他流動負債		<u>35,495</u>	
流動負債合計			1,036,769
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 補助金	2,079,306		
ロ 受贈財産評価額	<u>5,610</u>		
長期前受金合計		2,084,916	
(2) 長期前受金収益化累計額			
イ 補助金	△649,885		
ロ 受贈財産評価額	<u>△7,056</u>		
長期前受金収益化累計額合計		<u>△656,941</u>	
繰延収益合計			<u>1,427,975</u>
負債合計			<u><u>7,550,425</u></u>

資本の部

6 資本金			6,666,613
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金	1,066,117		
ロ 寄附金	8,444		
ハ その他資本剰余金	<u>18,876</u>		
資本剰余金合計		1,093,437	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度末処理欠損金	<u>7,341,840</u>		
未処理欠損金合計		<u>7,341,840</u>	
剰余金合計			<u>△6,248,403</u>
資本合計			<u>418,210</u>
負債資本合計			<u><u>7,968,635</u></u>

令和7年度八雲町病院事業(国保病院)会計

予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△ 165,828
減価償却費	33,763
固定資産除却額	202,777
長期前払消費税額償却	6,241
医療従事者奨学金返還債務の免除	0
貸倒引当金の増減額	0
賞与引当金の増減額	611
法定福利費引当金の増減額	213
退職給与引当金の増減額	△ 2,613
長期前受金戻入額	△ 12,836
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	36,799
未収金の増減額(△は増加)	10,437
たな卸資産の増減額(△は増加)	11,688
未払金の増減額(△は減少)	△ 12,206
その他流動負債の増減額(△は減少)	39
小 計	109,085
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△ 36,799
業務活動によるキャッシュ・フロー	72,286
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 594,396
無形固定資産の取得による支出	0
奨学資金等の貸付による支出	△ 1,200
奨学資金等の返還による収入	0
補助金等収入	113,775
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 481,821
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	700,000
短期借入金の返済による支出	△ 700,000
長期借入れによる収入	411,700
長期借入金の返済による支出	△ 32,469
一般会計からの出資による収入	58,004
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	437,235
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	27,700
5 現金及び現金同等物の期首残高	36,692
6 現金及び現金同等物の期末残高	64,392

令和7年度 八雲町病院事業(国保病院)会計予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 20,715

ロ 建 物 2,108,593

同上減価償却累計額 △108,518 2,000,075

ハ 構 築 物 194,300

同上減価償却累計額 0 194,300

ニ 器 械 器 具 備 品 400,311

同上減価償却累計額 △179,326 220,985

ホ 車 両 3,873

同上減価償却累計額 △3,680 193

ヘ 建 設 仮 勘 定 0

有形固定資産合計 2,436,268

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 205

無形固定資産合計 205

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 長 期 貸 付 金 8,520

ロ 長 期 貸 付 金 貸 倒 引 当 金 0

ハ 長 期 前 払 消 費 税 203,854

投資合計 212,374

固定資産合計 2,648,847

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 64,392

(2) 未 収 金 144,427

(3) 未 収 金 貸 倒 引 当 金 0

(4) 貯 蔵 品 31,308

(5) そ の 他 流 動 資 産 0

流動資産合計 240,127

資 産 合 計 2,888,974

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,042,243		
ロ その他企業債	<u>0</u>		
企業債合計		2,042,243	
(2) 引当金			
イ 退職給与引当金	<u>62,780</u>		
引当金合計		62,780	
(3) その他固定負債		<u>50</u>	
固定負債合計			2,105,073
4 流動負債			
(1) 一時借入金			
(2) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	33,984		
ロ その他企業債	<u>0</u>		
企業債合計		33,984	
(3) 未払金		44,177	
(4) 引当金			
イ 退職給与引当金	0		
ロ 賞与引当金	23,947		
ハ 法定福利費引当金	<u>5,398</u>		
引当金合計		29,345	
(5) その他流動負債		<u>2,051</u>	
流動負債合計			109,557
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 補助金	789,172		
ロ 受贈財産評価額	<u>170</u>		
長期前受金合計		789,342	
(2) 長期前受金収益化累計額			
イ 補助金	△ 167,354		
ロ 受贈財産評価額	<u>△ 161</u>		
長期前受金収益化累計額合計		△ 167,515	
繰延収益合計			621,827
負債合計			<u>2,836,457</u>

資本の部

6 資本金			1,129,060
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金			
ロ 寄附金			
ハ その他資本剰余金	<u>0</u>		
資本剰余金合計			
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処理欠損金	<u>1,076,543</u>		
未処理欠損金合計		1,076,543	
剰余金合計			△ 1,076,543
資本合計			<u>52,517</u>
負債資本合計			<u>2,888,974</u>

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美

専 決 処 分 書

令和7年度八雲町一般会計補正予算（第10号）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

八雲町長 萬 谷 俊 美

令和7年度八雲町一般会計補正予算（第10号）

令和7年度八雲町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,307,810千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 道支出金		千円 787,078	千円 17,600	千円 804,678
	3 委託金	63,569	17,600	81,169
歳 入 合 計		16,290,210	17,600	16,307,810

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 947,872	千円 17,600	千円 965,472
	4 選挙費	53,032	17,600	70,632
歳 出 合 計		16,290,210	17,600	16,307,810

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 道支出金	787,078	17,600	804,678
歳入合計	16,290,210	17,600	16,307,810

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	947,872	17,600	965,472
歳出合計	16,290,210	17,600	16,307,810

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
17,600	0	0	0
17,600	0	0	0

2 歳 入

1 6 款 道支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	千円 56,004	千円 17,600	千円 73,604
計	63,569	17,600	81,169

節		説明
区分	金額	
4 選挙費委託金	千円 17,600	衆議院議員選挙費委託金 千円 17,600

3 歳 出

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衆議院議員 選挙費	千円 0	千円 17,600	千円 17,600	千円 17,600	千円	千円	千円
計	53,032	17,600	70,632	17,600	0	0	0

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	千円 3,343	投票管理者報酬 投票立会人報酬 開票管理者報酬 開票立会人報酬 期日前投票所投票管理者報酬 期日前投票所投票立会人報酬 不在者投票外部立会人報酬 会計年度任用職員報酬	千円 377 645 12 101 615 1,221 76 296
3 職員手当等	8,928	時間外勤務手当 管理職員特別勤務手当	8,808 120
7 報償費	51	作業台等作製・補修謝金	51
8 旅費	149	費用弁償 普通旅費	81 68
10 需用費	1,141	消耗品費 印刷製本費 投票所燃料費 自動車燃料費	937 113 88 3
11 役務費	1,792	運搬料 開票所清掃料 開票事務機器点検等手数料 懸垂幕筆耕料	1,393 6 382 11
12 委託料	2,084	ポスター掲示場設置等業務委託料 電算業務委託料	1,766 318
13 使用料及び賃借料	62	個人演説会会場使用料	62
15 原材料費	50	補修材料費	50

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備考		
		報 酬	給 料	期末手当	地 域 手 当	寒冷地 手 当	その他 の手当	計					
補 正 後	長 等	3		27,120	11,955			309	120	39,504	15,873	55,377	
	議 員	14	43,164		18,933					62,097	11,056	73,153	
	その他の 特別職	1,252	79,657							79,657		79,657	
	計	1,269	122,821	27,120	30,888			309	120	181,258	26,929	208,187	
補 正 前	長 等	3		27,120	11,955			309	120	39,504	15,873	55,377	
	議 員	14	43,164		18,933					62,097	11,056	73,153	
	その他の 特別職	1,138	76,610							76,610		76,610	
	計	1,155	119,774	27,120	30,888			309	120	178,211	26,929	205,140	
比 較	長 等												
	議 員												
	その他の 特別職	114	3,047							3,047		3,047	
	計	114	3,047							3,047		3,047	

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手当等	計			
補 正 後	(198) 243	399,059	955,211	740,241	2,094,511	500,954	2,595,465	
補 正 前	(198) 243	398,763	955,211	731,313	2,085,287	500,954	2,586,241	
比 較		296		8,928	9,224		9,224	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特別 勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	補正後	27,447	33,831	96,993	19,740	672	3,398	23,745	144	259,628
	補正前	27,447	33,831	88,185	19,740	552	3,398	23,745	144	259,628
	比 較			8,808		120				
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	単身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	217,112	24,593	9,215	1,819	79		21,825		740,241
	補正前	217,112	24,593	9,215	1,819	79		21,825		731,313
比 較									8,928	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手当等	計			
補 正 後	(12) 242		951,981	649,965	1,601,946	416,055	2,018,001	
補 正 前	(12) 242		951,981	641,037	1,593,018	416,055	2,009,073	
比 較				8,928	8,928		8,928	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特別 勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	補正後	27,447	33,831	96,458	19,740	672	3,398	23,745	144	211,902
	補正前	27,447	33,831	87,650	19,740	552	3,398	23,745	144	211,902
	比 較			8,808		120				
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	単身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	177,384	22,810	8,711	1,819	79		21,825		649,965
	補正前	177,384	22,810	8,711	1,819	79		21,825		641,037
比 較									8,928	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手当等	計			
補 正 後	(186) 1	399,059	3,230	90,276	492,565	84,899	577,464	
補 正 前	(186) 1	398,763	3,230	90,276	492,269	84,899	577,168	
比 較		296			296		296	

(単位：千円)

職員手当等の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特別 勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	補正後			535						47,726
	補正前			535						47,726
	比 較									
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	単身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	39,728	1,783	504						90,276
	補正前	39,728	1,783	504						90,276
比 較										

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	296	その他の増減分	296	ア 会計年度任用職員 ・報酬	◎衆議院議員選挙費に係る会計年度任用職員 ・報酬296
職 員 手 当 等	8,928	その他の増減分	8,928	ア 会計年度任用職員 以外の職員 ・時間外勤務手当 ・管理職員 特別勤務手当	◎衆議院議員選挙費に係る会計年度任用職員以外の職員 ・時間外勤務手当8,808 ・管理職員特別勤務手当120

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所	二海郡八雲町*****
氏 名	* * * *
生年月日	*****

令和 8 年 3 月 5 日提出

八雲町長 萬 谷 俊 美